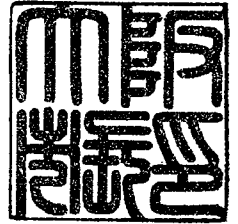


大総務第e-82号
平成29年7月31日

大阪市個人情報保護審議会
会長 曾我部 真裕 様

大阪市長 吉村 洋文
〔担当：総務局行政部行政課
(情報公開グループ)〕



個人情報の保護に関する法律等の改正等に伴う
大阪市個人情報保護条例の改正について（諮問）

平成27年9月9日に個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個情法」という。）の改正法が、平成28年5月27日に行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号。以下「行個法」という。）の改正法が、それぞれ公布され、いずれも平成29年5月30日から施行されました。

個人情報保護条例の見直しについては、従前、「個人情報の保護に関する基本方針」（平成16年4月2日閣議決定）において、個情法及び行個法等の内容を踏まえることとされています。

また、総務省から平成29年5月19日付け総行情第33号「個人情報保護条例の見直し等について（通知）」により、個情法及び行個法の改正内容等を踏まえた個人情報保護条例の見直しに当たっての留意点等が示されました。

個情法及び行個法の改正内容や、大阪市個人情報保護条例（平成7年大阪市条例第11号。以下「条例」という。）の運用状況を検討した結果、条例を改正する必要があると考えておりますので、条例第59条第2項の規定に基づき、次のとおり諮問します。

1 個人情報の定義（条例第2条関係）

改正後の個情法及び行個法では、個人情報の定義が改正され、指紋データ、旅券番号等の個人識別符号が個人情報に該当することが明確にされた。

条例においても、個人識別符号が個人情報に該当することを明確にするため、個人情報の定義を改正する。

2 要配慮個人情報の定義等（条例第2条及び第8条関係）

改正後の行個法では、要配慮個人情報が定義されたとともに、個人情報ファイル簿に要配慮個人情報の有無を記載することとされた。

条例においても、要配慮個人情報を定義するとともに、個人情報取扱事務開始届に要配慮個人情報の有無を記載することとする旨を定めることとする。

3 専ら統計の作成又は学術研究の目的のための保有個人情報の利用・提供（条例第10条

関係)

情報処理技術の発展に伴い、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を利用することは、それにより得られる成果が従来よりも大きくなり、その公益性が高まっており、専ら統計の作成又は学術研究の目的のための保有個人情報の利用・提供のニーズも高まってきている。

そのため、条例において、専ら統計の作成又は学術研究のために保有個人情報を利用・提供するときであって、本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるときには、貴審議会の意見聴取の対象とすることなく、事務の目的の範囲を超えて保有個人情報を利用・提供することができる旨の、行個法と同様の規定を定めることとする。

なお、事務の目的の範囲を超えた保有個人情報の提供に当たっては、これまでと同様に提供先に個人情報の適正な取り扱いについて必要な措置を求めることなどにより、個人の権利利益の保護を確保するとともに、国等における運用も踏まえ、個人情報保護条例解釈・運用の手引を改正するなど、適正な運用を確保する。

4 電子計算機の結合の制限（条例第 12 条関係）

条例第 12 条は、保有個人情報の電子計算機処理を行うときは、本市以外のものと通信回線により電子計算機の結合を行うこと（以下「オンライン結合」という。）を禁止し、例外として公益上特に必要があると認めるときに、本市以外のものとオンライン結合を行おうとする場合は、原則として、あらかじめ貴審議会の意見を聴かなければならない旨を定めている。

一方、行個法では、ITを活用した個人情報の利用の拡大は、多様化する行政需要に対応した行政サービスの向上や、行政運営の効率化に大きく寄与しており、個人情報の流通に限り物理的な結合を禁止することは、実態に即しないし、合理性を欠くとしてオンライン結合を禁止していない。

また、平成 29 年 5 月 19 日付け総行情第 33 号「個人情報保護条例の見直し等について（通知）」においても、「行個法では、オンライン結合を禁止しておらず、地方公共団体においても、ITの活用により行政サービスの向上や行政の効率化が図られていることから、オンライン結合制限については、行個法の趣旨を踏まえながら、その見直しを行うなど、各地方公共団体において適切に判断する必要がある。」とされている。

オンライン結合を用いた個人情報の提供に関する国の取扱いやこれまでの本市における運用状況を踏まえ、公益上の必要性が高く、又は、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められる次の場合には、貴審議会の意見聴取の対象外とする旨を定めることとする。

- (1) 法令等に定めがある場合
- (2) 本人と結合する場合
- (3) 他の実施機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人と結合する場合